

制度検討委員会

委員長：仲沢 弘明

委員：朝村 真一、武石 明精、本田 隆司、村上 正洋、森岡 康祐

開催年月日：第1回メール委員会 平成26年5月19日

第2回メール委員会 平成26年9月11日

第3回メール委員会 平成27年2月10日

主な議題：二重投稿罰則規定（案）の作成について

以下の罰則規定（案）を平成27年2月27日理事会で答申した。

■二重投稿に対する罰則規定（案）

1. 当該投稿論文を、即時、不採録とする。
2. 筆頭著者に対し、今後2年以上、本学会誌への投稿を禁じ、向こう1年以上の本学会会員資格を停止する。
3. 共著者に対し、今後1年以上、本学会誌への投稿を禁ずる。
4. 第2号及び第3号の投稿停止期間と会員停止期間については理事会で決定する。
5. 掲載後に発覚した場合は、掲載取消の周知文を論文誌および学会ホームページに掲載する。

開催年月日：第3回メール委員会 平成27年2月10日

主な議題：懲罰に関する規定（案）の作成について

以下の懲罰規定（案）を平成27年2月27日理事会で答申した。

■一般社団法人日本形成外科学会会員の懲罰に関する規定（案）

（目的）

第1条 この規定は定款第9条及び第10条、定款細則第8条に基づき会員の懲罰に関し必要な事項を定める。

（懲罰の種類等）

第2条 会員に課す懲罰処分は、以下の各号に掲げる通りとする。

1. 訓戒 口頭にて将来を戒める。
2. 訓告 文書にて将来を戒める。
3. 譴責（けんせき） 始末書を提出させ、将来を戒める。
4. 専門医資格の停止 相当な期間を定めて専門医の資格を停止する。
5. 会員資格の停止 相当な期間を定めて資格を停止する。
6. 除名 会員としての資格を喪失する。

(1) 第5号に該当する者は、会員資格停止の期間中についても本法人の会費を納入しなければならない。また、会員資格停止中に退会した者は、本法人に再入会することはできない。

（処分の対象）

第3条 理事会は、次の各号に掲げる行為をなした会員を懲罰処分の対象とすることができる。

1. 研究者あるいは医師としての社会的モラルや品位にかける行為で

あり、それが本法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。

2. 反社会的または刑罰法令に触れる行為であり、それが本法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。
3. その他、本法人の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為。

(1) 理事会は、前項に記載する行為により懲罰処分に賦された会員の当該行為に関し監督指導をなすべき職にある会員に対し、その職責の見地から、その内容、程度、状況に応じて懲戒処分の対象とすることができる。

(処分の決定)

第4条 理事会は、第3条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、直ちに当該行為に係わる調査特別委員会を設立し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

2. 理事会は、調査結果に基づき、第2条各号の中からその一つあるいは二つを併せて処分を決定する。
3. 第2条第4号および第5号の処分期間は、理事会で決定する。
4. 第2条第4号から第6号の処分を決定するときは、処分決定前に理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
5. 会員に対する処分の決定は、会員総会の議決を経なければならない。ただし、第2条第1号から第3号に該当する処分を決定するときは、状況に応じて会員総会の議決を省略することができる。
6. 本条第1項の調査委員会については、別に内規を定める。

(勧告)

第5条 理事会は、第2条第4号から第6号に掲げる会員処分に該当する者に、会員総会の議決を得るまでの間、当該会員に対し、会員総会で諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。

2. 前項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から会員総会での決定までの期間を算出することができる。

(規定の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会にて行う。

附則

1. 本規定は、2015年〇月〇日より施行する。